

# 兵高教組 調査情報 2018年9月4日 9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

実効ある超勤縮減を進めさせるために

## 超勤実態調査にご協力ください!

教職員の多忙が注目されています。毎年、確定交渉などで実効ある超勤解消を求めています、なかなか改善が進みません。教職員が健康で元気に児童・生徒と向き合い、いきいきと教育活動を行うためにも、超勤問題の解決が求められています。

このたび高教組は超過勤務実態調査を行います。県立高校・特別支援学校などに勤務する常勤の教職員にご協力いただき、「超勤時間の実態」「超勤の原因となっている業務」「超勤に関する問題点」などの実態を集約して、確定交渉などで実効ある超勤縮減を進めるために活用します。

### 既に「働かせ放題」

今年の通常国会で成立させられた「働き方改革一括法案」は、「働かせ放題」を可能にするものとして批判されましたが、私たち教職員は既に「働かせ放題」の状態だと言ってもいいでしょう。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)には、公立の小・中・高・特別支援学校等の教育職員について「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」、時間外勤務は「条例で定める場合に限る」(いわゆる「限定4項目」賃金権利手帳参照)と定められていますが、手当なしで超勤は山ほどというのが実態です。ちなみに、教職調整額4%は、教育職員の勤務の特殊性に対する給料の上乗せであって、超勤手当不支給の見合いではありません。

### 教職員の意識の問題に矮小化しない

県教育委員会は、2016年度に4年ぶりに勤務実態調査を実施し、年度末には「勤務時間適正化プラン」を出しました。しかし、それによって超勤解消がうまく進んでいるとは言えません。

定時退勤日について、「午後7時までに帰る」とする管理職がいるとも聞きます。7時までには帰れないことがわかっているわけです。

「割振変更制度」をさらに効果的に運用することや安易に週休日に学校行事等を入れないことなど、当面の策が必要です。そして、教職員の意識の問題に帰するのではなく、総業務量を減らすことや人員を増やすことなど抜本的な解決につなげさせなければなりません。

### あらためて数値で示して超勤縮減を進める

高教組は、人事院が言う「客観的な」勤務時間把握がなされていない現状の中で、独自の調査を実施し、県教委に対して教職員の超勤の実態をあらためて数値で示して、確定交渉などで超勤縮減を進めさせます。

### 7日間の調査です

次の要領で回答してください。



#### 回答要領

- ①9月10日(月)～16日(日)の1週間の勤務実態を記録します。他の連続する7日間でもかまいません。
- ②選択肢のあるものは番号で、そうでないものは記述で回答してください。
- ③毎日の出勤時刻、退勤時刻、休憩時間中に仕事をした時間、持ち帰り仕事の時間、割振で勤務を減少させた時間を書いてください。
- ④他に、職種等の基礎データと超勤の原因と考えられる業務等について回答してください。
- ⑤書き終わったら、職場の組合員に渡してください。FAX [兵庫高教組 078-351-3185] していただいてもかまいません。できるだけ9月中にお願いします。

調査用紙を目立つように貼りつけるなどして、出退勤時に書き留めていただければと思います。事後でもかまいませんので、忘れないうちに書いてください。

お忙しいところは存じますが、

**ご協力をお願いします。**

**高教組に加入して、超勤縮減を前進させましょう。**